

陳情の主旨

一、市立図書館の分室として

地域毎に児童図書館分室を設置されたい。

一、熊川団地内または隣接地に

早急に児童図書館分室を設置されたい。

陳情の理由

わたくしたちは、熊川南の公社住宅及び南地区の子どもをもつ母親が相寄つて、就学前児童も含めた児童に対する読書生活について、奉仕活動が続けている自主的な集りです。議会を始めとする社会教育関係各位のご理解とご援助により、わたくしたちの活動が少しずつ充実されつつあることに感謝し乍らも更に、歩を進めて、子どもたちに対する文化環境づくりを正しく市政の中に位置づけて、公的な施設として推進していただくために、この陳情を提出するものです。

国連人間環境会議の宣言を俟つまでもなく、子どもたちの生長、育成にはふさわしい自然環境

ふさわしい文化環境

ふさわしい政治環境が欠くことの出来ない条件であると考えます。これらの諸条件を守り、剣りあげるのは、未来の自然と社会を託する子どもを育てる母親としての願いであり義務でもあります。

四十七年度はユネスコ提唱による国際図書年であり、世界の人々があげて、すべての人々に図書を、——の問題にとりくんでいるとき、図書館行政に関して市議会を始め関係各位の一層のご理解をいただきたく、以下陳情の項目についてその理由を申し述べます。

一、地域児童図書館（分室）の設置を願う理由

1. 市民のための図書館を

情報化時代における図書館の役割は益々大きいにも拘わらず、我が国では公共図書館の利用率が極めて低いのが特徴の一つであるといわれています。

ご承知の通り、公共図書館は、図書記録、その他必要な資料を収集、整理、保存して、利用者に提供することによつて、住民の教養、調査研究、娯楽に資することを目的とする施設中心の行政サービスの機関であると思います。したがつて、内容が充実し、利用者の要求に応えられることは勿論、市民の利用し易いものであることが重要

であります。

わたくしどもが伝聞する範囲でも、市民一人あたり年間五・六冊の貸出し、蔵書回転率五・六回、登録率一七％の日野市、保育所二階などではあるが、市民のだれでもが歩いて行けるところに分館を確立した調布市などの隣接都市施策や、駅前スーパーマーケットの二階に、市最大の分館をもつストックホルム市のファルスタ図書館の事例は、図書館行政における市民サービスのあり方について、示唆を与えてくれるのではないでしようか。

市財政を傾けてまで、堂々たる図書館の建設を願うものではありません。乏しい財源の活用は、より多い図書購入と司書職を含むすぐれた図書館職員の配置にまわし、建物は静かで清潔であれば十分です。

2. まず地域児童図書館から

新しく建設される市立単位図書館が、その機能を十分に発揮するためには、市民が生活の中で図書館と密着し、その重要さと受益の事実を認識し、市民と図書館の隔絶された関係を改める必要があります。図書館づくりは、そのためのサービス活動から始めることになるでしよう。

申すまでもなく、図書や資料は読まれ、活用されてこそ図書であり資料であります。いたずらにその多きを誇り、書庫の奥深く格納することなく、市民のために財貨として返還されることこそ、その役割であると考えます。

わたくしたちが、のぞましい図書館づくりの第一歩としても確信をもつて、地域児童図書館の設置を陳情するのは、従来の一般図書館利用者の現状からみて、図書館人口の増大という基礎がためを痛感するからです。そのためには

第一に、児童期における図書館利用の積極的な訓練からはじめようとする長期的見通し。

第二に、特に図書館と疎遠になつてゐる家庭の主婦と、子どもを中心にして、図書館を身近かなものとして理解してもらう必要。

第三に、図書館国際会議等の報告からも、公共図書館が普及発達している国ほど、児童図書館から始め、今も児童図書館施策に力を入れ児童書の蔵書比率を高めることによつて成功しているという、国際的経験に学んでのこととあります。

3. 子どもの読書生活と図書館の役割

わたくしたちは、図書館建設の布石として地域児童図書館設置の緊急性を申し述べ

ましたが子どもの読書生活、文化環境としての児童図書館の必要性とその設立の願いが基調であることは申すまでもありません。

今日では、脳生理学、心理学、教育学等の隣接科学の寄与によつて、成人以上に子どもたちに対する図書館の奉仕活動が重要であることが立証され、定着した意見となつております。

子どもたちの知的欲求を充し、人格・個性の形成に有効性をもち、住民である父母の経済的保証をする児童図書館について、市政を担当する関係各位にいくつかのぞましい姿を提示します。

たまたま買物帰りの母親に手をひかれた幼児が、ちよつとした休憩がわりに、身近かな図書館に立ち寄つたとします。そこには幼児のための閲覧室があつて、すぐれた絵本や学童の図工類が展示されており、幼児を情操豊かな世界に誘い入れたり、母親とともに、買物籠の中の一切れの肉や魚の原型や住みかを求めて図鑑を開き話し合ふほほえましい姿を人の子の親でもある。

市政担当の方々は、ご想像いただけないでしょうか。

あるときは、終日遊びに追われていた子どもたちが、二三人のグループでガヤガ

ヤと汚れた姿でとびこんでくることもあるでしょう。そこには、冷い一杯の水と「本と子どもがすきでこの二つを結びつけることを自分に与えられた特典だと考えるような」すぐれた児童図書館員がいて、遊びやテレビの話題から上手に触発して、今夜はこれが読みたいと思う本と一緒にたづねてさがしてくれる情景を、そして、二、三の本を嬉々として持ち帰るワンパク達の後姿を、人の子の親でもある市政担当の方々にはご想像いただけないでしょうか。

ある子どもは、宿題をかかえて、父親の帰りを待ちこがれ、もてあましてノートを待つてかけこんでくることもあるでしょう。

そこには、学習に必要な事典や年鑑が揃っていて新しい知識の習得や調査の方法について、常に、学校現場と交流を続けている指導者が、丁寧に指導し、子どもの立場に立つて、はげましと友情の心で接してくれるならば、どんなにか子どもたちを勇気づけることでしょう。この子どもの充実した満足感、明日への確信をもつて帰る子ども顔にはえる夕焼空の茜色のあざやかさを、人の子の親でもある市政担当の方々に、ご想像いただけないでしょうか。

わたくしたちには、ある時は野球やバレーのルールを調べ、ある時は捕えた虫の名前を調べ、あるときは摘みとつた雑草が食べられるのかと心配顔に図鑑を探し、ある子どもたちは、血わき肉おどる物語りの世界を求めて、図書館に集り、司書たちに相談をもちかける子どもたちの姿をはつきりと見ることができなのです。

4. 児童図書館は分館が必要です。

読書は、すぐれて自主性を必要とする行為であります。従つて住民の自主性を育てることが図書館活動の一つに教えられていることでもご理解いただけたと思います。

児童図書館に限らず「どこでも」「だれでも」「なんでも」「いつでも」は図書館奉仕活動のモットーであると思います。特に自主性の弱い児童期にある対称に対して読書欲を融発するためには「そこに、いつでも図書館がある」ことが必要であり、加えてきめこまかい指導と助言が望まれます。

わたくしたちは分館の必要さを

第一に児童の行動範囲の狭さを考えるからです。児童図書館における有効な奉仕範囲は、五〇〇米四方といわれていることはご承知の通りです。子どもたちが自分の図書室として利用できる距離にあることが必要で、いわゆる構えて訪れねばならない権威主義の建物や距離では困るのです。

第二に、指導、助言のきめこまかさを必要とするからです。

そのためには、図書館員が奉仕対象の実情に精通している必要があります。自主的に図書館のドアを押した子どもたちを迎える館員の態度によつて、ある子どもは二度と図書館の門をくぐることをしないでしよう。これを防ぐ行き届いた配慮のために児童図書館の規模は制限されるとともに、例えば登録手続きの為にその場に顔見知りの者がいたり、子どもの顔と父母の顔が重複して、電話確認の便法を使つたりすることが必要になります。どうしても子どもの行動半径の中に分館をおく必要があると思うのです。

第三に、わたしたちは分館の中で就学前児に対する奉仕活動もしていただきたいのです。そしてこれは福生市図書館活動の特徴ともなることでしよう。

このことは、子どもの精神活動に異質な変化のおこる時期、時期に対応した図書館奉仕を期待するわたくしたちの願ひであります。高度な研究的要求にも応える必要のある中心館の機能としてこれを望むことは無理でしようし、どうしても分館の活動とすることになると考えます。

ご案内の通り子どもの前頭連合野以外の認識、理解、皮膚感覚、記憶等を司る機

関の発達はいわゆる前頭連合野の発達に関する教育は極めて重要であるからです。

第四に、わたくしたちは、子どもの集団行動の特性に依拠しての立場からも要望するものです。子どもたちの日常行動は、集団を形成しています。遊びについては特徴的です。同年令集団、異年令集団、血縁集団等々その性格と規模は多様ですが、その集団生活によつて、子どもたちは生活のルールの発見や創意工夫の発揮とするものです。しかしそれには共通概念が維持される必要があります。無からの創造はあり得ないことで図書やマスコミによる共通の知識によつて〇〇ゴツコを創造します。そのために共通の文化施設が必要であり、仲よし集団で訪問できる気やすい集会所的知識庫としての児童図書館を必要とします。このことによつて共通の課題の修得も可能になるのではないでしようか。

第五に貸出しの有効性と実務の合理化のためにも分館の設置を希望するものです。ご承知の通り、貸出しは読書する場所を一つの拠点から奉仕対象の居住地全域に拡大して利用者に対して、読む場所の選択についての自由を保障する制度です。一般図書館においても、貸出しの量の多少は、閲覧人員、図書回転率と併せて重要な指標にな

つています。そして児童には貸出しは、より自由で魅力ある制度に受取られています。しかし乍ら、この奉仕活動は図書館職員にとつて多くの管理業務を要求することでありましょう。従つて成人のそれに比べ児童図書館の場合、特に奉仕活動の地域的な制限が必要であります。担当職員が登録者の一人一人の特性を始めその家庭の所在地をも知りつくしていることが理想的です。

二、熊川団地内または隣接地に分館設置を願う理由

1. 必要と条件を考える。

児童図書館分館の必要性について纒々申し述べてまいりましたがこれらは討議研究の資料ではなく、すでに実践的課題であることをご賢察いただけた事と思います。従つて必要と条件のあるところから着手していただくためにわたくしたちは、わたくしたち居住地を第一候補として申請するものです。

第一にわたくしたち居住地には公有地があり公社との交渉によつては児童図書館分室程度の建設のための土地は提供可能であると考えます。それは空き地である五号館下の一角であれ、比較的上易であり経済的であると考えています。

第二にわたくしたちも図書館の奉仕活動について協力できる体勢と意欲を持つてい

るからです。司書職をはじめとする職員配備については関係者も多く困難な条件をかかえていることと察しますので当面最低の人員、或いは兼務等で発足しても運営に事かくことのないようわたくしたちもその実務への奉仕に参加することができます。

2. 分館の設置は将来の見通しにたつて

児童図書館の分館組織は、理論的にもまた東京都社会教育振興整備計画等の政策面からも、五〇〇米を超えない範囲が適当であるといわれています。わたくしたち熊川団地は、七ヘクタールの広さと、人口密度ha当り三〇〇名という過密な条件下にあります。公報「ふつさ」推計による市の将来人口七八、〇〇〇人からみても南・内出・団地地区を一つにして市立図書館の一分館を団地内に一児童図書館分室を設けることは、「風格のある近代都市」福生のあるべき姿ではないでしょうか。新しい都市づくりに情熱をかける関係各位のご諒解を願うものです。

3. 地域エゴイズムの非難に応えて

昨年わたくしたちが陳情し、貴職をはじめ議会関係者の方々のご理解をいただき、ご将扶いただいた児童図書館に関する陳情書の執行に関して、「熊川団地だけのエゴイズム」であり、その執行は地域エゴイズムの助成になるとの非難があつたとの伝聞

に依り、引き続きた市長に対する陳情に於て若干の反批判をいたしました、それぞ
れの地域から出される行政への諸要求について、住民主権と地方自治の理念をふまえ
て、住民の生活権のすべてに亘つて行政を審議し、執行を監視する貴議会に対して
今回の陳情を含め、わたくしたちの願いを市政の文化政策の中に正しく受け止めてい
ただくための願いをこめて、若干の付言を申し述べさせていただきます。

第一に、住民の願いは少くとも、要求や運動の初発の段階においては、殆んどすべ
て、具体的、現実的な受益獲得の性格をもつものであり、この利益感を吸引力として
市民の結集と討議が積み重ねられるものでこの中から長期に亘る展望に立つて地域生
活の前後関係を明らかにした、住民主権と地方自治を育てあげる正しい前向きの方策
が生れるのではないでしようか。従つて各々の市民から提示される希望に対して、い
たずらに地域相互の利害対立を煽り、分断を策することを、地域政策と考えるなど許
されないことであると思います。どのような願いをも、市政の中に正しくくみあげて
市民に不満なからしむる英知と寛容さをもつて市政の調和を計られることを願うもの
です。

第二に、此の度のわたくしたちの願いもまた、必要であり、実現可能でもある当然

の要望として陳情するもので、その根源は、福生市のすべての子どもたちに、いつでも
どこでも、何でもの願いであることを付言しておかねばなりません。わたくしたちの願
いは何であり着手の可能性が何であるかを堅明に読み取られることを願うものです。

文化政策、とりわけ図書館行政に關係する各位のご努力によつて、福生市のあるべき
都市像を求めて、保育所の二階であれ、住宅の片隅であれ、ポストの数ほどの児童図書
館を設置して福生市のすべての子どもたちにのぞましい文化環境が確立されるよう念願
するものであります。

何とぞわたくしたちの意のあるところをご理解いただき貴職をはじめ關係各位の絶大なる
ご援助を願うものです。

ご審議、ご採択の程お願いいたします。

以上

昭和四十七年六月十三日

住所 福生市熊川一三九番地

熊川団地親子読書の会

細田 瑩子

福生市議会

議長 末 次 性 男 殿



第二回福生市議会定例会議録 (第十号)

昭和五年六月十九日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

一、出席議員は次のとおりである。

一番 貫井喜代次君	二番 小林菊三君	三番 小林文治君
四番 田村市郎君	五番 川窪清一君	六番 中曽根 実君
七番 宇佐美良時君	八番 吉岡一三君	九番 志村秀雄君
十番 松山 清君	十一番 伊東忠次郎君	十二番 森田秀雄君
十三番 石川繁治君	十四番 小林陽吉君	十五番 岩田 博君
十六番 高波 忠君	十七番 関 米吉君	十八番 中里元一君
十九番 大野行夫君	二十番 岩沢良一君	二十一番 田村匡雄君
二十二番 塩野鉄之助君	二十三番 石川信義君	二十四番 末次佐男君

一、欠席議員は次のとおりである。

なし

一、欠員は次のとおりである。

なし

陳 八

第二定
(二日目)

一、議会議事事務局職員は次のとおりである。

議会議事
事務局長 島田 猛 君 議事係長 須崎 進 君 主事 市川昭利 君

一、地方自治法第二百二十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川常太郎 君 助役 篠崎俊夫 君 収入役 橋本孝蔵 君

教育長 町田信二 君 企画調査室長 大野忠一 君 企画調査室主幹 生子回利 君

総務課長 高水 求 君 税務課長 田村忠雄 君 市民課長 森田 武 君

福祉課長 森田 猛 君 衛生課長 斎藤太市 君 経済課長 中村 浩 君

建設課長 石谷徳男 君 都市計画課長 浅見裕康 君 水道課長 上野重勝 君

教育委員会庶務課長 内田和雄 君 教育委員会学務課長 井上久男 君 選挙管理委員会事務局局長 乙津宗吉 君

一、本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 議案第三十三号 福生市農地課税審議会条例 (審査報告)

日程第二 議案第三十九号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算 (第二号) (審査報告)

日程第三 議案第四十号 昭和四十七年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算 (第一号) (審査報告)

日程第四 議案第四十一号 市道路線の認定について (審査報告)

日程第五 請願第四号 雨水の排水処理に関する請願書 (審査報告)

日程第六 請願第五号 老人クラブ運営費補助に関する請願書 (審査報告)

日程第七 陳情第三号 行政区域の変更に関する陳情書 (審査報告)

日程第八 議案第六十号 公営国民健康保険と国民健康保険組合の格差是正に関する意見書

日程第九 陳情第八号 ホタル保護条例の設置に関する陳情書

日程第十 閉会中の継続審査申し出について

午後十時 開議

○議長（末次性男君） ただいまから昭和四十七年第二回福生市議会定例会第二目の会議を開きます。

○議長（末次性男君） この際報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をさせていただきます。

（島田議会議務局長報告）

一、議員提出議案及び陳情書の受理について、

○議長（末次性男君） 以上を報告は終了します。

○議長（末次性男君） 本日の議会運営については議会運営委員会において検討されており、その委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 貴井喜代次君 登壇）

○議会運営委員長（貴井喜代次君） 指名がございましたので報告いたします。

議会運営委員会は去る六月二十六日午後十時から開催し